平成２８年（フ）第７号
群馬県沼田市清水町4219番地１
破産者　金子　睦雄
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
埼玉県川口市大字久左衛門新田49番地　Ｇａｒａｇｅ＆Ｈｏｕｓｅ　105号、旧住所埼玉県川口市元郷１丁目18番３号
破産者　阿部　正直
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
川崎市幸区中幸町１丁目43番地10、前住所川崎市幸区神明町１丁目14番地２　エリール幸101
破産者　関口　興一
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５８号
川崎市多摩区登戸新町379番地１　メゾンピュアリティ　301、前住所神奈川県綾瀬市小園1292番地
破産者　山鹿　修太
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
川崎市高津区下作延６丁目16番14号　エスポワール　102、前住所川崎市宮前区野川282番地７
破産者　細沼　義暢
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０９号
川崎市川崎区渡田山王町25番10号　ＳＴＡＲＷＩＮ　102
破産者　駒井　裕也
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
川崎市川崎区田町２丁目５番17号　ユナイト田町ポンデュガール　108、前住所横浜市鶴見区元宮２丁目４番22―304号
破産者　村上　　歩
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
静岡市清水区横砂中町20番11号　パティオＢ102号、旧住所静岡市清水区小島町901番地の２　清水港湾住宅103
破産者　若林　信広
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２４号
静岡県藤枝市南駿河台３丁目12番１号　メゾンルミエールＩ201号
破産者　西澤　貴子
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３９２号
愛知県春日井市上条町４丁目144番地　グラン・クリュ402号
破産者　ユニコーンワークスこと西本重熙こと李　　重熙
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６８２号
名古屋市中村区草薙町２丁目20番地　ドヌールＶ草薙201号、従前の住所名古屋市中川区野田２丁目142番地　住夢野田302号
破産者　小菅　浩利
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４６号
愛知県春日井市小野町３丁目14番地　ヘーベルしのだ106号室、住民票上の住所愛知県常滑市青海町５丁目24番地
破産者　符波　里子
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５０号
名古屋市熱田区四番２丁目４番11号　ＦＯＲＥＳＴ　ＥＹＥ201号、従前の住所名古屋市南区岩戸町19―27　プリンセス大磯通204
破産者　近藤　好美
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１１号
神戸市須磨区南落合４丁目１番177―101号
破産者　時土木こと　時　　勝弘
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県豊岡市九日市上町725番地の10
破産者　吉本広告制作事務所ことヤードプランニングこと　吉本　康二
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
兵庫県豊岡市野上1131番地の２
破産者　青田　惠子
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
島根県大田市久手町波根西2084番地
破産者　安藤鮮魚店こと　安藤　伸二
１　決定年月日　平成28年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部